

議案第 4 2 号

飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正

飛驒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飛驒市消防団員等公務災害補償条例（平成16年飛驒市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長、筆頭副団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飛驒市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた飛驒市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4

条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

飛騨市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案																																						
第1条～第4条 略 (補償基礎額) 第5条 略 2 略 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>8,900円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3・4 略 第6条～第29条 略 附則 略 別表(第5条関係) 補償基礎額表	第1条～第4条 略 (補償基礎額) 第5条 略 2 略 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9,100円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3・4 略 第6条～第29条 略 附則 略 別表(第5条関係) 補償基礎額表																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長、筆頭副 団長及び副団 長</td> <td style="text-align: center;">円 <u>12,440</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>13,320</u></td> <td style="text-align: center;">円 14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副 分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,670</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,550</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,440</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及</td> <td style="text-align: center;">8,900</td> <td style="text-align: center;">9,790</td> <td style="text-align: center;">10,670</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長、筆頭副 団長及び副団 長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200	分団長及び副 分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>	部長、班長及	8,900	9,790	10,670	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長、筆頭副 団長及び副団 長</td> <td style="text-align: center;">円 <u>12,500</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>13,350</u></td> <td style="text-align: center;">円 14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副 分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,800</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,650</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及</td> <td style="text-align: center;"><u>9,100</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,950</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800</u></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長、筆頭副 団長及び副団 長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 14,200	分団長及び副 分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>	部長、班長及	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長、筆頭副 団長及び副団 長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200																																				
分団長及び副 分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>																																				
部長、班長及	8,900	9,790	10,670																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長、筆頭副 団長及び副団 長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 14,200																																				
分団長及び副 分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>																																				
部長、班長及	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>																																				

び団員 以下 略		び団員		び団員 以下 略
-------------	--	-----	--	-------------

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
担当部	消防本部
提案理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第73号)により、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第4イ公安職俸給表(一)が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正をするもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>昨今の社会経済情勢(消費者物価の上昇に伴う生活費の増大により生活コストが上昇していることや、労働環境の変化による人材確保の観点)を鑑み、消防作業従事者及び非常勤消防団員に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げる。</p> <p style="text-align: right;">(第5条及び別表関係)</p>
市民への影響等	市民及び消防団員が、消防作業等の従事中に不慮の事故にあった場合の損害補償額が増額される。
施行日	令和6年4月1日
備考	